

小田原市営住宅の概要

平成31年2月12日

小田原市建設部建築課

もくじ

1 市営住宅ストックの現状	1
(1)市営住宅ストックの位置	1
(2)市営住宅の団地別概要	2
(3)建設年度と構造	4
(4)住戸の規模と間取り	4
(5)バリアフリー仕様と住宅設備等の状況	5
2 市営住宅入居者の現状	6
(1)入居率の推移	6
(2)年齢別の入居者数及び高齢化の推移	7
(3)世帯人員の状況	8
(4)入居世帯の状況	8
3 市営住宅の募集状況	9
(1)募集方法及び入居者の選考	9
(2)応募者数の推移	9
4 住宅使用料	10
(1)家賃制度のしくみ	10
(2)各住宅の家賃一覧	11
(3)住宅別収入認定の状況	12
(4)収入基準別年度推移	13
(5)収納率の推移	14
5 住宅管理費の推移	15
(1)予算・決算に対する住宅管理費の割合	15
(2)社会資本整備総合交付金要望額と内示額	15
6 市営住宅に関する計画	16
(1)小田原市営住宅ストック総合活用計画	16
(2)小田原市公営住宅等長寿命化計画	16
7 視察箇所の概要	17

⑤バリアフリー仕様と住宅設備等の状況

バリアフリー仕様及び住宅設備等については、平成4～6年度の浅原住宅建設事業において、当時の公営住宅整備基準等に基づき、室内の段差解消や共用階段の手摺を設置しました。また、浴槽風呂釜を初めて市か設置したほか、3号棟(20戸)には三点式給湯設備を整備しました。浅原住宅以外の住宅については、浴槽等の設備が未整備であるため、浴槽風呂釜や給湯器は入居者が入居時に設置することとなっています。しかし、入居時の初期費用が高額になるため、平成29年度より浴槽風呂釜のリース方式を推奨しています。

車椅子対応住戸は霞田住宅に1戸、浅原住宅に2戸整備されていますが、車椅子による出入りは南側ベランダから行う形式となっています。

なお、既存の中層住宅の共用階段には、平成20年度までに手摺の設置が完了しています。

入居者用の駐車場については、平成19年度に蓮正寺、霞田、かすみのせ住宅を、平成20年度に螢田住宅を、平成21年度に浜、早川住宅を整備し、全管理戸数の20%を整備しています。

バリアフリー仕様と住宅設備等の状況

仕様・設備の種類	整備戸数	全住戸(11,616戸)に対する整備率
バリアフリー仕様		
室内段差解消住戸	76	4.7%
車椅子対応住戸	3	0.2%
共用階段手摺	1,120	69.3%
エレベーター	0	0.0%
浴槽・風呂釜	76	4.7%
三点式給湯	20	1.2%
トイレ水洗化(洋式)	1,044	64.6%
その他		
// (和式)	128	7.9%
入居者用駐車場	324	20.0%

駐車場整備状況

住宅名	整備年度	整備台数
蓮正寺住宅	平成19年度	55
霞田住宅	平成19年度	39
かすみのせ住宅	平成19年度	55
螢田住宅	平成20年度	141
浜住宅	平成21年度	27
早川住宅	平成21年度	7

(平成30年4月現在)

2 市営住宅入居者の現状

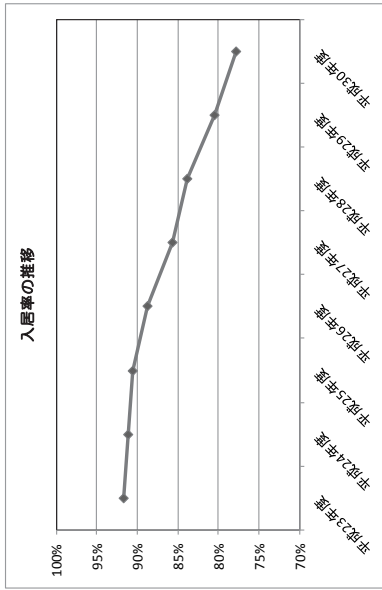
(1)入居率の推移

本市の市営住宅の4月1日現在の入居率は、平成25年度までは90%を上回っていますが、平成26年度以降は80%台となり、平成30年度は80%を下回り、引き続き低下傾向にあります。

この理由の一つとして、耐用年限を経過している住宅や統廃合を計画している住宅は、将来の建て替えや用途廃止に備え、新たな入居者募集を控えていることも挙げられます(政策的空き家)。

年度別入居率 各年度4月1日現在

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入居戸数	1,492	1,472	1,463	1,435	1,384	1,355	1,300	1,258
管理戸数	1,628	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616	1,616
入居率	91.6%	91.1%	90.5%	88.8%	85.6%	83.8%	80.4%	77.8%



※平成30年度の政策的空き家数

対象団地…9団地(谷津、福井島、栢山、仲沢、早川、桑原、香木、籠場、花里)
 対象戸数…524戸

うち、平成30年4月1日現在の政策的空き家数…200戸 入居率…38.2%

募集を継続している住宅の入居率

管理戸数…1,092戸 入居戸数…1,058戸 入居率…96.9%

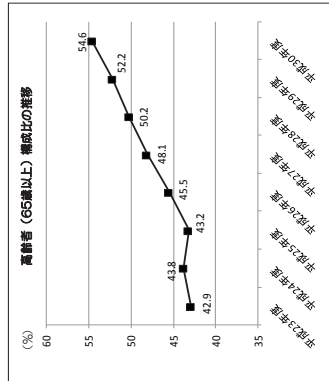
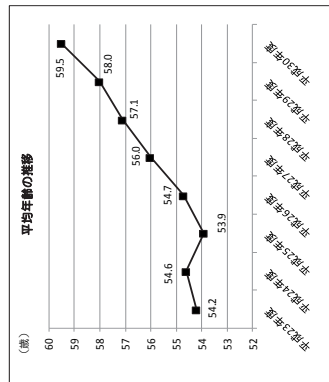
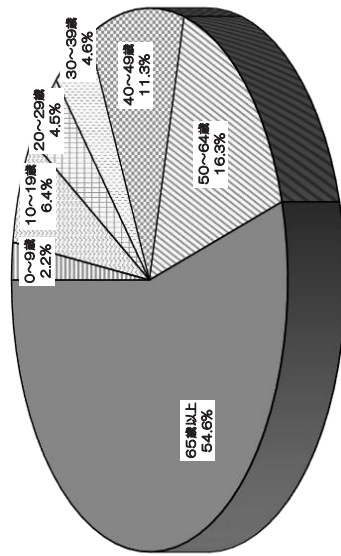
(2) 年齢別の入居者数及び高齢化の推移

平成30年4月1時点の入居者数は2,156人で、年代別の割合を市の人口と比較すると、市営住宅の入居者は65歳以上の高齢者の割合が54.6%となっており、市全体の27.8%より26ポイント以上高くなっています。

年齢		0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65歳以上	合計
市営住宅	入居者数	48	138	98	99	243	352	1,178	2,156
	割合	2.2%	6.4%	4.5%	4.6%	11.3%	16.3%	54.6%	100%
市全体	人口	14,492	17,810	18,347	22,144	28,819	37,572	53,689	192,863
	割合	7.5%	9.2%	9.5%	11.5%	14.9%	19.5%	27.8%	100%

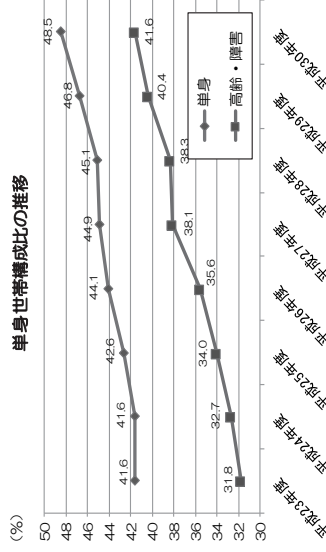
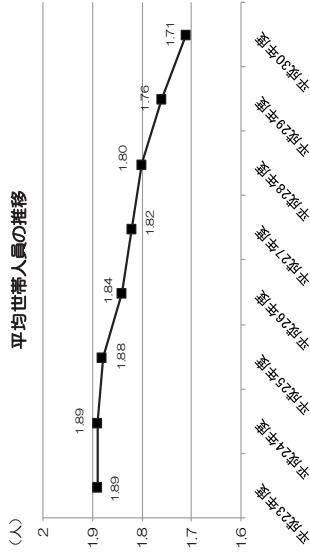
※市人口は国勢調査（H27.10.1）、年齢不詳1,223人除く
（平成30年4月1日時点）

市営住宅の年齢別入居者の構成比



(3) 世帯人員の状況

市営住宅は年々単身化が進み、平成30年4月1日現在の平均世帯人員は1.71人となっています。また、65歳以上の高齢単身世帯の割合は48.5%で、市営住宅入居の約半数は高齢単身者となっています。



(4) 入居世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯が、全体の約74.5%を占めており、世帯数でも高齢化の状況を示しています。また、母子・父子世帯及び障がい者世帯を加えると82.4%が福祉施策の対象世帯となっています。

世帯の状況	①一般世帯 (②、③を除く)		②高齢者世帯		③障がい者世帯 (高齢者がいる世帯は2とする)		入居世帯 総数
	一般	母子 父子	高齢者 同居	高齢 単身	障がい 同居	障がい 単身	
世帯数	134	39	233	497	208	27	1,258
構成比	10.7%	6.9%	18.5%	39.5%	16.5%	2.1%	100%
						生活 保護	(176)
						障がい 天婦	7
						障がい 単身	26
						障がい 同居	27
						障がい 単身	21
						障がい 同居	2.1%
						障がい 単身	0.6%

3 市営住宅の募集状況

(1) 募集方法及び入居者の選考

本市の市営住宅は、6月と11月に公募により入居希望者を募集し、抽選と入居審査により、入居者を決定しています。まず、入居希望者は、募集住宅のうち抽選用住戸と審査用住戸について、入居を希望する住戸を選択していただき、希望者が1名の住戸は、そのまま入居が決定しますが、複数の希望者がいる住戸は抽選により入居者を決定します。抽選に漏れた方は、住宅困窮度や家族の状況(福祉的要因)を点数化し、小田原市営住宅運営審議会において、点数の高い順に審査用住宅の希望する住戸への入居が決定します(入居審査)。

(2) 応募者数の推移

平成23年度から平成30年度までの8年間の応募状況をみると、平均応募者数は93人、平均応募倍率は2.3倍となっていますが、応募者数は、平成23年度から平成30年度にかけて約4分の1に減少しています。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平均
募集戸数	41	47	38	43	41	37	39	41	41
応募者数	147	154	118	107	74	54	57	36	93
倍率	3.6	3.3	3.1	2.5	1.8	1.5	1.5	0.9	2.3

応募状況(抽選住宅のみ)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	平均
募集戸数	19	18	13	12	14	10	10	10	13
家族向け	54	51	39	40	24	10	25	11	32
倍率	2.8	2.8	3.0	3.3	1.7	1.0	2.5	1.1	2.3
募集戸数	8	11	11	12	10	11	10	10	10
入居	80	100	73	58	50	34	28	24	56
倍率	10.0	9.1	6.6	4.8	5.0	3.1	2.8	2.4	5.5
募集戸数	1	1	1	1					1
高齢者向け	12		4	7					8
倍率	12.0		4.0	7.0					7.7
募集戸数	28	29	25	25	24	21	20	20	24
応募者数	146	151	116	105	74	44	53	35	91
倍率	5.2	5.2	4.6	4.2	3.1	2.1	2.7	1.8	3.6

※集計対象は抽選住宅のみで、審査住宅は含まれていません。

4 住宅使用料

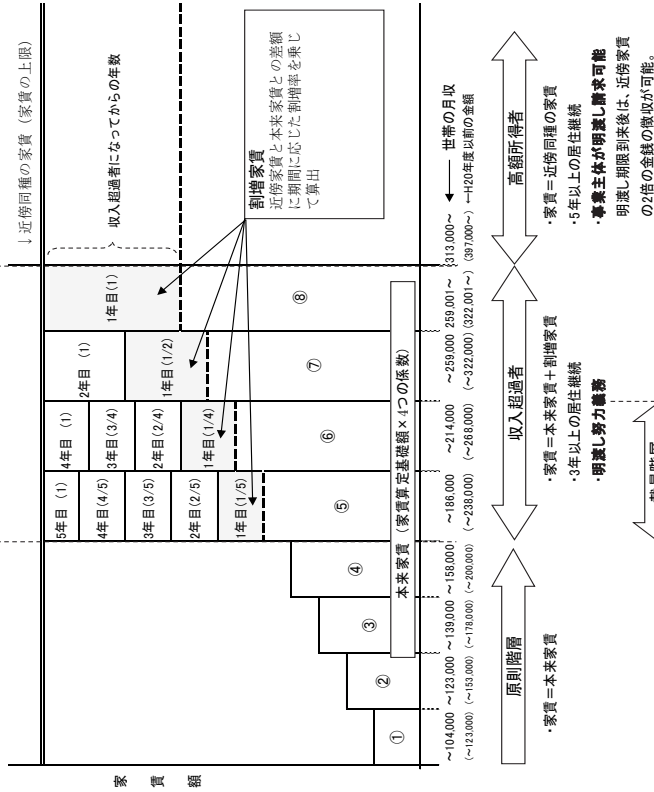
(1) 家賃制度のしくみ

○家賃(本来家賃)の計算方法

$$(\text{家賃}) = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$$

○近傍同種の住宅の家賃とは

近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。



- ・事業主体の判断で収入基準の拡大可能
- ・家賃には、INCREMENTAL HOME RENTは反映されない
- ・裁量階層の条件
 - ・申込者が60歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の世帯
 - ・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A・Bを交付されている世帯
 - ・小学校就学前の子ともがいる世帯
 - ・職傷病者、麻痺被傷者、海外からの引継ぎ又はハンセン病療養者

(2)各住宅の家賃一覧

平成30年4月1日現在

【上段】基本家賃(円)

【下段】収入超過額(円)

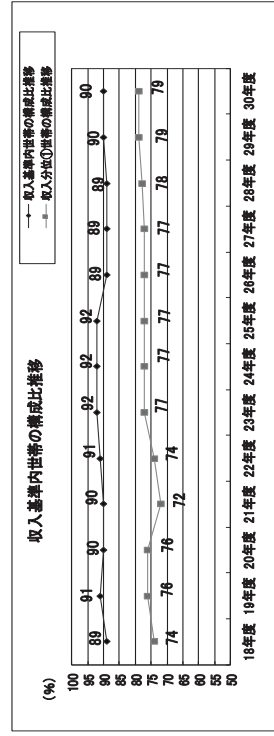
住宅名	収入分位									
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
福井島	7,100	8,200	9,400	10,600	12,100	14,000	16,400	18,900	24,900	33,400
谷津	2K	7,100	8,200	9,400	10,600	12,100	14,000	16,400	18,900	24,900
	2K	8,600	9,900	11,300	12,800	14,600	16,900	19,700	22,800	29,700
栢山	2K	2,300	2,600	3,000	3,400	3,900	4,500	5,300	6,100	7,000
	4K	5,000	5,700	6,600	7,400	8,500	9,800	11,500	13,200	15,300
桑原	2K	3,100	3,600	4,100	4,700	5,300	6,200	7,200	8,300	9,500
	4K	6,600	7,700	8,900	9,900	11,300	13,100	15,300	17,600	20,400
久野	2K	7,400	8,600	9,800	11,100	12,700	14,700	17,200	19,800	23,000
	3K	10,500	12,200	13,900	15,700	17,900	20,700	24,200	28,000	33,100
仲沢	2K	3,600	4,100	4,700	5,300	6,100	7,000	8,300	9,500	10,900
	3K	4,600	5,300	6,000	6,800	7,800	9,000	10,500	12,200	14,200
春木	2K	9,000	10,400	11,900	13,400	15,400	17,700	20,800	24,000	28,300
	2K	9,300	10,700	12,300	13,900	15,900	18,300	21,400	24,900	29,300
龍場	2K	8,900	10,200	11,700	13,200	15,100	17,500	20,600	24,300	28,300
	2K	9,000	10,400	11,900	13,400	15,300	17,700	20,800	24,300	28,300
早川 (市県住宅)	2K	10,100	11,700	13,400	15,100	17,300	20,000	23,400	26,800	32,900
	3K	12,800	14,700	16,900	19,000	21,900	25,100	29,400	34,000	40,000
龍田	2K	9,700	11,200	12,900	14,500	16,600	19,100	22,400	25,600	30,000
	3K	11,100	12,800	14,600	16,500	18,900	21,800	25,500	29,000	34,000
橋	2K	10,600	12,300	14,100	15,900	18,100	20,900	24,500	28,300	33,400
	2K	12,300	14,200	16,200	18,300	20,900	24,100	28,300	32,600	37,400
龍田	3K	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,400	32,500	37,400	44,700
	3K	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,900	37,700	43,500	50,800
蓮正寺	3K	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	33,900	39,000	46,600
	3K	18,100	20,900	24,000	27,000	30,900	35,600	42,300	49,000	57,700
龍田	3K	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	42,400	49,000	56,800
	3K	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500	40,400	46,600	54,200
柳町	3K	19,900	22,900	26,200	29,600	34,000	39,000	45,700	52,700	61,300
	2K	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900	51,400	59,300	68,000
浅原	3K	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	54,700	63,100	72,000
	3K	23,900	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	54,700	63,100	72,000

(3)住宅別収入認定の状況

収入分位 ①: 0円~104,000円 ②: 104,001円~188,000円 ③: 188,001円~284,000円 ④: 284,001円~392,000円 ⑤: 392,001円~512,000円 ⑥: 512,001円~644,000円 ⑦: 644,001円~788,000円 ⑧: 788,001円~944,000円 ⑨: 944,001円~1,112,000円 ⑩: 1,112,001円~1,292,000円

住宅名	原則階層		入居 3年未満者		世帯内 構成比率		収入超過者		高収入所得者		構成比率	未承認者	承認率	世帯数
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
福井島	8	1	0	0	10	91%	1	0	0	0	0	0	1	11
谷津	22	1	0	0	24	98%	0	0	1	0	0	0	1	25
栢山	9	0	0	0	9	100%	0	0	0	0	0	0	0	9
桑原	71	1	4	1	79	92%	0	1	3	1	0	0	2	86
久野	38	1	1	0	39	91%	3	0	1	0	0	0	4	43
仲沢	30	1	0	0	31	97%	0	0	0	0	1	1	3	32
春木	42	0	0	0	42	98%	0	0	0	0	0	1	2	43
龍場	43	1	2	0	48	92%	0	2	2	0	0	0	4	52
花里	38	2	5	2	47	90%	0	0	4	0	0	1	5	52
早川 (市県住宅)	14	0	0	0	14	100%	0	0	0	0	0	0	0	14
龍田	247	4	6	0	273	88%	5	6	9	6	0	5	2	308
橋	18	2	2	0	22	88%	1	0	1	1	0	0	3	25
龍田	65	6	2	3	79	91%	3	0	2	3	0	0	8	87
蓮正寺	96	6	2	2	111	91%	0	1	4	0	1	1	11	122
早川 (市県住宅)	7	0	0	0	7	100%	0	0	0	0	0	0	0	7
かずみのせ	64	2	1	5	73	82%	3	2	5	5	0	1	16	89
浜	51	2	2	1	56	88%	1	2	1	3	0	2	9	65
柳町	83	7	3	8	104	88%	2	5	3	5	1	1	17	121
浅原	46	3	3	2	57	88%	2	2	1	0	1	2	8	65
世帯数計	980	44	37	33	1,127	90%	21	19	31	38	2	13	7	1,288
認定額計	15,503,700										74%	5,328,900	20%	20,832,600

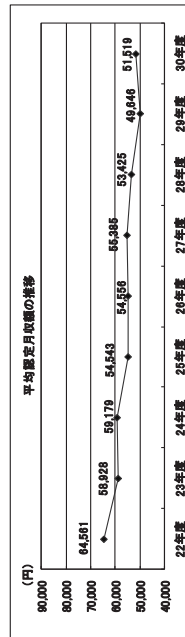
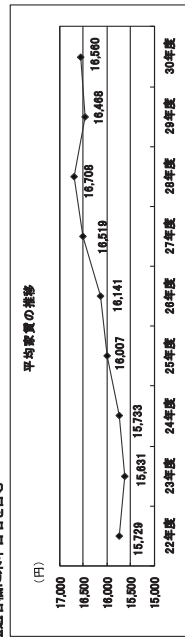
平成29年10月1日を基準日とする収入認定結果を、平成30年4月1日現在で住宅別に表している。



(4) 収入基準別年度推移

年度	基準内	収入超過者	高額所得者	計	平均家賃	平均認定月収額
H22	世帯数	1,393	132	5	1,530	64,561 円
	割合	91.05%	8.63%	0.33%	100.00%	16,729 円
	認定額	18,816,800	5,040,900	207,000	24,064,700	
H23	世帯数	1,390	112	0	1,492	68,928 円
	割合	92.49%	7.51%	0.00%	100.00%	15,631 円
	認定額	18,862,900	4,468,200	0	23,321,100	
H24	世帯数	1,357	115	0	1,472	69,179 円
	割合	92.19%	7.81%	0.00%	100.00%	16,733 円
	認定額	18,726,100	4,433,500	0	23,159,600	
H25	世帯数	1,340	123	0	1,463	54,543 円
	割合	91.59%	8.41%	0.00%	100.00%	16,007 円
	認定額	19,824,200	4,593,600	0	23,417,800	
H26	世帯数	1,280	154	1	1,435	54,566 円
	割合	89.20%	10.73%	0.07%	100.00%	16,141 円
	認定額	18,149,700	4,964,100	49,200	23,163,000	
H27	世帯数	1,230	147	7	1,384	55,365 円
	割合	88.87%	10.62%	0.51%	100.00%	16,519 円
	認定額	16,662,700	5,397,500	302,400	22,362,600	
H28	世帯数	1,204	148	3	1,355	53,425 円
	割合	88.56%	10.92%	0.22%	100.00%	16,708 円
	認定額	16,392,200	6,123,900	123,700	22,639,700	
H29	世帯数	1,170	127	3	1,300	49,646 円
	割合	90.00%	9.77%	0.23%	100.00%	16,468 円
	認定額	16,103,800	5,126,100	178,700	21,408,600	
H30	世帯数	1,127	129	2	1,258	51,519 円
	割合	89.59%	10.25%	0.16%	100.00%	16,560 円
	認定額	15,503,700	5,175,100	163,800	20,832,600	

※収入超過者欄に赤字を付す



(5) 収納率の推移

入居率の低下に伴い、調定額及び収納額も減少傾向にあります。収納率は90%前後を推移しています。

※年度別住宅使用料と駐車場使用料の合計

(単位: 円)

平成25年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度継続調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	29,115,800	7,389,100	188,700	21,558,000	25.31%
連年差分	294,286,200	261,477,100	12,809,100	12,809,100	95.64%
割合	323,402,000	288,846,200	34,555,800	34,387,100	89.31%

平成26年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度継続調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	34,387,100	11,651,900	93,800	22,021,700	33.90%
連年差分	288,546,300	279,693,600	8,862,700	8,862,700	96.92%
割合	322,913,400	291,335,200	31,578,200	31,484,400	90.22%

平成27年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度継続調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	31,484,400	8,560,900	1,875,900	21,047,600	27.19%
連年差分	288,755,500	279,341,500	7,414,000	7,414,000	97.41%
割合	318,239,900	287,902,400	30,337,500	28,461,600	90.48%

平成28年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度継続調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	28,470,100	6,740,000	2,179,100	19,412,800	23.67%
連年差分	278,944,500	269,411,500	7,533,000	7,533,000	97.28%
割合	305,414,800	276,151,500	29,263,300	28,945,800	91.11%

平成29年度	調定額	収納額	未納欠損	次年度継続調定額	収納率 (不納欠損考慮)
合計	25,945,800	7,297,900	481,000	19,166,900	27.56%
連年差分	263,995,100	257,756,400	6,238,700	6,238,700	97.64%
割合	290,940,900	265,054,300	25,886,600	25,405,800	91.10%

※駐車場使用料

早川、螢田、藪田、蓮正寺、かすみのせの各住宅…月額5,500円
浜住宅…月額7,000円

7 視察箇所の概要

地方行財政ビジョン研究会資料（生活支援課）

建設年度	香木住宅	籠場住宅	柳町住宅	19団地計
構造	S41、43 準二(PC)	S42、44 準二(PC)	S61～H1 中耐(PC)	—
住棟数	15棟	17棟	7棟	142棟
管理戸数	78戸	92戸	134戸	1,616戸
住戸面積	39.3㎡ 42.7㎡	39.3㎡ 42.7㎡	57.1㎡	—
間取り	2DK	2DK	3DK	—
耐用年限	45年	45年	70年	—
経過年数	51、49年	50、48年	31～28年	—
残耐用年限	-6、-3年	-6、-3年	39～42年	—
トイレ	汲み取り	汲み取り	水栓・洋式	—
浴槽	無	無	無	—
敷地面積	7,813.24㎡	9,590.40㎡	11,729.64㎡	147,438.03㎡
借地面積	3,808.22㎡	8,527.02㎡	7,023.07㎡	51,533.71㎡
借地率	48.7%	88.9%	59.9%	35.0%
用途地域	市街化調整	市街化調整	第一種住居	—
入居世帯数	43世帯	52世帯	121世帯	1,258世帯
単身世帯	33世帯	32世帯	34世帯	610世帯
2人世帯	76.7%	61.5%	28.1%	48.5%
3人世帯	9世帯	14世帯	56世帯	470世帯
4人世帯	20.9%	26.9%	46.3%	37.4%
5人世帯	1世帯	6世帯	20世帯	123世帯
6人世帯	2.3%	11.5%	16.5%	9.8%
7人世帯	0世帯	0世帯	9世帯	40世帯
8人世帯	0.0%	0.0%	7.4%	3.2%
9人世帯	0世帯	0世帯	2世帯	13世帯
10人世帯	0.0%	0.0%	1.7%	1.0%
11人世帯	0世帯	0世帯	0世帯	2世帯
12人世帯	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
13人世帯	55.1%	56.5%	90.3%	77.8%
14人世帯	54人	78人	252人	2,156人
15人世帯	0人	0人	4人	48人
16人世帯	0.0%	0.0%	1.6%	2.2%
17人世帯	1人	1人	28人	138人
18人世帯	1.9%	1.3%	11.1%	6.4%
19人世帯	0人	1人	21人	98人
20人世帯	0.0%	1.3%	8.3%	4.5%
21人世帯	1人	1人	14人	99人
22人世帯	1.9%	1.3%	5.6%	4.6%
23人世帯	0人	9人	35人	243人
24人世帯	0.0%	11.5%	13.9%	11.3%
25人世帯	6人	7人	58人	352人
26人世帯	11.1%	9.0%	23.0%	16.3%
27人世帯	46人	59人	92人	1,178人
28人世帯	85.2%	75.6%	36.5%	54.6%
29人世帯	73.3歳	68.2歳	54.4歳	59.5歳
30人世帯	11世帯	8世帯	21世帯	176世帯
31人世帯	25.6%	15.4%	17.4%	14.0%

平成30年4月分統計資料による

	管内	市営住宅	市営割合
世帯数	2,454	172	7.0%
世帯人数	3,130	234	7.4%
世帯類型別			
高齢者世帯	1,429	106	7.4%
母子世帯	85	4	4.7%
障害者世帯	269	17	6.3%
傷病者世帯	275	18	6.5%
その他世帯	385	27	7.0%

※管内における世帯数と世帯類型別の誤差は保護停止世帯数

住宅扶助基準

	基準額	※特別基準	敷金等
単身世帯	41,000円	53,000円	212,000円
2人世帯	49,000円	57,000円	228,000円
3人世帯	53,000円	62,000円	248,000円
4人世帯	53,000円	66,000円	264,000円
5人世帯	53,000円	70,000円	280,000円
6人世帯	57,000円	70,000円	280,000円
7人世帯以上	64,000円	74,000円	296,000円

※特別基準とは障害者等が通常より広い居室を必要とされる場合、老人等で転居が困難と認められる場合、地域において基準額の範囲内の物件がない場合認められる。

- 生活保護世帯における市営住宅在住世帯は保護申請時に既に市営住宅に在住している者が大半を占める。
- 転居費用を支給する場合は民間住宅に転居する事例が多い。市営住宅の募集が年1回しかなく、民間不動産業者が生活保護制度の住宅扶助基準（住宅扶助代理納付制度を含む）を熟知していることにより、迅速性を考慮することの結果になると推測される。
- 市営住宅の家賃は民間住宅よりも定額な為、住宅扶助額は低く抑えられる。
- 市営住宅から転居する場合の理由としては、介護施設入所、長期入院により退院が難しくなったための引き払い等である。

第1-5表 世帯類型別被保護世帯数の状況(平成28年度福祉事務所別実数)

区分	総数	単身世帯					
		総数	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	(再掲)医療扶助単給世帯
横浜市	53,499	42,083	24,379	6,032	4,996	6,676	1,549
川崎市	24,266	19,134	10,821	2,389	2,837	3,087	788
相模原市	9,920	7,370	3,740	834	1,050	1,746	219
横須賀市	3,993	3,090	1,913	491	508	178	103
平塚市	2,526	1,959	1,205	234	253	267	96
鎌倉市	772	650	428	80	73	69	23
藤沢市	4,134	3,101	1,721	386	602	393	91
小田原市	2,366	1,919	1,210	212	237	260	81
茅ヶ崎市	1,754	1,345	785	198	213	149	34
逗子市	300	241	175	28	18	20	18
三浦市	503	386	252	48	48	38	18
秦野市	1,423	1,164	658	164	171	171	67
厚木市	2,189	1,711	906	257	235	314	52
大和市	2,841	2,169	1,276	255	406	233	82
伊勢原市	866	662	355	98	101	108	24
海老名市	968	746	412	83	169	82	25
座間市	1,740	1,324	727	147	284	166	19
南足柄市	288	237	163	31	31	12	29
綾瀬市	730	545	303	57	116	69	16
市計	115,077	89,834	51,428	12,023	12,348	14,035	3,335
平塚保福	392	310	195	47	40	27	16
鎌倉保福	107	74	45	13	10	6	1
小田原保福	1,285	1,050	730	96	121	104	57
茅ヶ崎保福	473	359	205	51	51	52	21
厚木保福	426	314	174	43	45	51	22
郡計	2,682	2,108	1,350	251	266	241	117
県計	117,759	91,941	52,777	12,274	12,615	14,276	3,451

(注) 1. 停止中を除く
 2. 四捨五入のため総数と内訳が一致しないことがある。
 3. 横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

平成28年度平均

総数	高齢者世帯	2人以上の世帯					(再掲)医療扶助単給世帯
		母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯		
11,416	2,376	3,853	1,041	789	3,358	78	
5,132	1,018	1,702	354	399	1,660	79	
2,550	447	941	162	222	778	11	
904	261	233	106	151	153	7	
567	156	150	43	62	157	6	
122	43	20	16	11	32	0	
1,033	205	320	81	129	298	7	
447	144	86	38	64	115	3	
409	85	126	29	41	128	0	
59	10	19	5	6	20	0	
117	32	17	14	20	35	1	
259	64	60	26	41	69	1	
478	90	155	27	47	158	5	
672	160	201	45	97	169	3	
204	48	59	25	25	47	5	
222	47	71	24	38	43	0	
417	88	133	28	64	104	5	
52	17	12	4	6	12	1	
186	37	65	15	26	43	1	
25,243	5,327	8,221	2,081	2,237	7,378	214	
82	23	19	9	15	16	1	
32	13	6	3	2	9	1	
235	82	50	20	28	56	2	
113	22	33	11	19	29	1	
112	28	43	6	8	27	0	
575	168	151	48	70	137	3	
25,818	5,494	8,372	2,129	2,307	7,516	218	

第1-7表 世帯類型別被保護世帯数の状況(平成28年度福祉事務所別構成比)

区分	総数	単身世帯					
		総数	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	(再掲)医療扶助単給世帯
横浜市	%	%	%	%	%	%	
川崎市	100.0	78.7	45.6	11.3	9.3	12.5	
相模原市	100.0	74.3	37.7	8.4	10.6	17.6	
横須賀市	100.0	77.4	47.9	12.3	12.7	4.4	
平塚市	100.0	77.5	47.7	9.2	10.0	10.6	
鎌倉市	100.0	84.2	55.5	10.3	9.4	8.9	
藤沢市	100.0	75.0	41.6	9.3	14.6	9.5	
小田原市	100.0	81.1	51.1	9.0	10.0	11.0	
茅ヶ崎市	100.0	76.7	44.7	11.3	12.1	8.5	
逗子市	100.0	80.4	58.4	9.4	6.1	6.5	
三浦市	100.0	76.7	50.0	9.6	9.5	7.6	
秦野市	100.0	81.8	46.3	11.5	12.0	12.0	
厚木市	100.0	78.2	41.4	11.7	10.7	14.3	
大和市	100.0	76.4	44.9	9.0	14.3	8.2	
伊勢原市	100.0	76.5	41.0	11.3	11.7	12.4	
海老名市	100.0	77.1	42.6	8.6	17.5	8.5	
座間市	100.0	76.1	41.8	8.5	16.3	9.5	
南足柄市	100.0	82.1	56.4	10.8	10.9	4.0	
綾瀬市	100.0	74.6	41.5	7.8	15.9	9.4	
市計	100.0	78.1	44.7	10.4	10.7	12.2	
平塚保福	100.0	79.0	49.8	12.0	10.3	6.9	
鎌倉保福	100.0	69.8	42.6	12.2	8.9	6.0	
小田原保福	100.0	81.7	56.8	7.5	9.4	8.1	
茅ヶ崎保福	100.0	76.1	43.4	10.8	10.8	11.1	
厚木保福	100.0	73.6	40.9	10.2	10.5	12.0	
郡計	100.0	78.6	50.3	9.4	9.9	9.0	
県計	100.0	78.1	44.8	10.4	10.7	12.1	

(注) 1. 停止中を除く
 2. 四捨五入のため総数と内訳が一致しないことがある。
 3. 横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

平成28年度平均

(再掲)医療扶助単給	総数	2人以上の世帯					(再掲)医療扶助単給
		高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	
%	%	%	%	%	%	%	
2.9	21.3	4.4	7.2	1.9	1.5	6.3	
3.2	21.1	4.2	7.0	1.5	1.6	6.8	
2.2	25.7	4.5	9.5	1.6	2.2	7.8	
2.6	22.6	6.5	5.8	2.7	3.8	3.8	
3.8	22.5	6.2	5.9	1.7	2.4	6.2	
3.0	15.8	5.6	2.6	2.0	1.4	4.2	
2.2	25.0	4.9	7.7	1.9	3.1	7.2	
3.4	18.9	6.1	3.6	1.6	2.7	4.9	
1.9	23.3	4.9	7.2	1.7	2.3	7.3	
6.0	19.6	3.3	6.2	1.6	2.0	6.6	
3.6	23.3	6.3	3.3	2.7	3.9	7.0	
4.7	18.2	4.5	4.2	1.8	2.9	4.8	
2.4	21.8	4.1	7.1	1.2	2.2	7.2	
2.9	23.6	5.6	7.1	1.6	3.4	6.0	
2.8	23.5	5.5	6.8	2.9	2.9	5.4	
2.6	22.9	4.9	7.3	2.5	3.9	4.4	
1.1	23.9	5.0	7.6	1.6	3.7	6.0	
10.2	17.9	6.0	4.1	1.4	2.2	4.1	
2.2	25.4	5.1	8.8	2.1	3.6	5.8	
2.9	21.9	4.6	7.1	1.8	1.9	6.4	
4.0	21.0	5.9	4.8	2.4	3.8	4.1	
0.8	30.2	12.1	5.8	2.4	1.6	8.3	
4.4	18.3	6.3	3.9	1.5	2.1	4.4	
4.4	23.9	4.6	7.0	2.3	3.9	6.2	
5.2	26.4	6.7	10.1	1.4	1.8	6.3	
4.3	21.4	6.2	5.6	1.8	2.6	5.1	
2.9	21.9	4.7	7.1	1.8	2.0	6.4	

第2-4表 住宅扶助人員の推移

区分	19年度平均		22年度平均		23年度平均		24年度平均	
	実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
	人	%	人	%	人	%	人	%
横浜市	45,509	126.3	57,477	161.6	61,246	170.1	63,537	177.1
川崎市	21,798	123.9	27,000	123.9	28,692	131.6	29,638	136.0
相模原市	6,148	153.1	9,412	153.1	10,647	173.2	11,619	189.0
横須賀市	3,312	127.2	4,212	127.2	4,470	135.0	4,725	142.7
平塚市	1,847	154.7	2,858	154.7	3,029	164.0	3,043	164.8
鎌倉市	660	100.9	666	100.9	682	103.3	707	107.1
藤沢市	2,915	141.6	4,127	141.6	4,469	153.3	4,759	163.3
小田原市	1,703	126.9	2,161	126.9	2,310	135.6	2,477	145.4
茅ヶ崎市	1,221	144.7	1,767	144.7	1,821	149.1	1,859	152.3
逗子市	227	130.8	297	130.8	329	144.9	333	146.7
三浦市	247	155.9	385	155.9	458	185.4	521	210.9
秦野市	1,104	116.8	1,289	116.8	1,375	124.5	1,430	129.5
厚木市	1,776	134.0	2,380	134.0	2,491	140.3	2,568	144.6
大和市	2,132	163.1	3,478	163.1	3,739	175.4	3,740	175.4
伊勢原市	531	154.0	818	154.0	925	174.2	1,002	188.7
海老名市	711	158.1	1,124	158.1	1,285	180.7	1,346	189.3
座間市	1,152	162.2	1,868	162.2	2,097	182.0	2,273	197.3
南足柄市	186	148.4	276	148.4	298	160.2	294	158.1
綾瀬市	610	142.5	869	142.5	974	159.7	1,015	166.4
市計	93,789	130.6	122,464	130.6	131,338	140.0	136,855	145.9
平塚保福	259	128.2	332	128.2	389	150.2	428	165.3
鎌倉保福	56	164.3	92	164.3	114	203.6	121	216.1
小田原保福	865	133.1	1,151	133.1	1,286	148.7	1,333	154.1
茅ヶ崎保福	292	168.8	493	168.8	524	179.5	556	190.4
厚木保福	280	150.4	421	150.4	453	161.8	488	174.3
津久井	-	-	-	-	-	-	-	-
郡計	1,752	2,489	142.1	2,766	157.9	2,926	167.0	
県計	95,540	130.8	124,953	130.8	134,104	140.4	139,811	146.3

(注)横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

(指数 平成19年度=100)

25年度平均		26年度平均		27年度平均		28年度平均	
実数	指数	実数	指数	実数	指数	実数	指数
64,340	141.4	64,517	141.8	64,625	142.0	64,062	140.8
29,793	136.7	29,755	136.5	29,455	135.1	29,037	133.2
12,359	201.0	12,719	206.9	12,810	208.4	12,740	207.2
4,817	145.4	4,838	146.1	4,823	145.6	4,778	144.3
2,974	161.0	3,001	162.5	3,016	163.3	3,026	163.8
721	109.2	737	111.6	769	116.4	801	121.4
4,898	168.0	5,106	175.2	5,238	179.7	5,158	176.9
2,489	146.1	2,595	152.3	2,698	158.4	2,719	159.6
1,924	157.6	1,954	160.0	2,082	170.5	2,124	173.9
325	143.2	324	142.6	322	141.8	319	140.7
563	228.0	571	231.0	571	231.3	572	231.6
1,497	135.6	1,554	140.8	1,587	143.8	1,594	144.4
2,612	147.1	2,502	140.9	2,589	145.8	2,722	153.3
3,709	173.9	3,734	175.1	3,698	173.4	3,595	168.6
1,025	193.1	1,037	195.3	1,044	196.5	1,064	200.3
1,296	182.2	1,271	178.7	1,254	176.4	1,244	175.0
2,270	197.1	2,256	195.8	2,269	197.0	2,175	188.8
292	157.0	273	146.6	269	144.6	285	153.0
1,046	171.5	1,064	174.4	990	162.4	924	151.5
138,951	148.2	139,805	149.1	140,109	149.4	138,938	148.1
429	165.7	418	161.3	410	158.4	416	160.5
128	228.9	129	231.0	129	230.7	115	205.2
1,381	159.6	1,418	163.9	1,393	161.0	1,361	157.3
580	198.5	582	199.3	596	204.1	586	200.6
491	175.3	492	175.8	501	179.0	517	184.6
-	-	-	-	-	-	-	-
3,008	171.7	3,039	173.5	3,030	172.9	2,994	170.9
141,959	148.6	142,844	149.5	143,138	149.8	141,932	148.6

第3-2表 保護率の推移(累計・福祉事務所別)

区分	保護率	19年度平均				20年度平均				21年度平均				22年度平均			
		保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数	保護率(%)	指数		
19	12.04 %																
20	12.33																
21	13.70																
22	15.29																
23	16.30																
24	16.90																
25	17.18																
26	17.31																
27	17.33																
28	17.18																
平成28年4月	17.19																
5月	17.17																
6月	17.16																
7月	17.15																
8月	17.17																
9月	17.17																
10月	17.18																
11月	17.19																
12月	17.18																
平成29年1月	17.18																
2月	17.18																
3月	17.20																
横浜市	14.00	14.20	101.4	15.56	111.1	17.18	122.7										
川崎市	17.74	17.80	100.3	19.16	108.0	20.87	117.6										
相模原市	9.67	10.25	106.0	12.21	126.3	14.43	149.2										
横須賀市	8.92	9.17	102.8	10.17	114.0	11.41	127.9										
平塚市	8.18	8.82	107.8	10.35	126.5	12.15	148.5										
鎌倉市	4.65	4.41	94.8	4.34	93.3	4.54	97.6										
藤沢市	8.00	8.67	108.4	9.89	123.6	10.93	136.6										
小田原市	9.90	10.06	101.6	11.52	116.4	12.65	127.8										
茅ヶ崎市	5.93	6.49	109.4	7.82	131.9	8.57	144.5										
逗子市	4.50	4.65	103.3	5.26	116.9	6.39	142.0										
三浦市	6.11	6.64	108.7	7.54	123.4	9.70	158.8										
秦野市	7.69	7.72	100.4	8.06	104.8	8.69	113.0										
厚木市	8.88	9.13	102.8	10.37	116.8	11.69	131.6										
大和市	10.49	11.01	105.0	13.49	128.6	16.47	157.0										
伊勢原市	5.98	6.13	102.5	7.44	124.4	8.78	146.8										
海老名市	6.19	6.56	106.0	7.88	127.3	9.55	154.3										
座間市	10.16	10.94	107.7	13.36	131.5	15.81	155.6										
南足柄市	5.39	5.87	108.9	6.91	128.2	7.69	142.7										
綾瀬市	8.05	8.23	102.2	9.86	122.5	11.27	140.0										
市計	12.21	12.49	102.3	13.88	113.7	15.48	126.8										
平塚保福	5.53	5.65	102.2	6.02	108.9	6.72	121.5										
鎌倉保福	2.33	2.49	106.9	2.89	124.0	3.52	151.1										
小田原保福	-	-	-	-	-	-	-										
本所(再掲)	16.29	17.41	106.9	18.93	116.2	20.68	126.9										
足柄上センター(再掲)	4.06	4.31	106.2	4.95	121.9	5.57	137.2										
茅ヶ崎保福	7.67	8.40	109.5	9.91	129.2	11.90	155.1										
厚木保福	7.69	7.69	100.0	9.80	127.4	10.99	142.9										
津久井	-	-	-	-	-	-	-										
郡計	7.26	7.71	106.2	8.68	119.5	9.79	134.0										
県計	12.04	12.33	102.4	13.70	113.8	15.29	127.0										

(注)横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

(指数 平成19年度=100)

23年度平均		24年度平均		25年度平均		26年度平均		27年度平均		28	
--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	----	--

第4-2表 福祉事務所別保護費総額の推移

区分	19年度総額		22年度総額		23年度総額		24年度総額		
	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数	
									19年比
横浜市	90,665,354,980	113,869,318,866	125.7	136.6	159,600,886,978	175.0	183.1	202,257,611,932	223.1
川崎市	43,297,798,620	54,120,913,389	125.0	125.0	56,704,818,838	131.0	131.0	58,161,118,567	134.3
相模原市	10,921,197,993	16,142,099,542	147.8	147.8	18,523,933,226	170.0	170.0	20,028,670,503	183.1
横浜市	6,332,142,001	8,182,684,148	129.2	129.2	8,620,812,870	136.9	136.9	9,089,606,386	143.5
平塚市	3,818,602,134	5,522,137,207	144.6	144.6	5,795,856,485	151.8	151.8	5,741,375,797	150.4
鎌倉市	1,522,141,169	1,518,264,572	99.7	99.7	1,505,210,320	98.9	98.9	1,695,499,912	111.6
藤沢市	5,469,415,128	7,617,522,635	139.3	139.3	8,420,454,006	154.0	154.0	8,687,276,448	158.8
小田原市	3,330,796,416	4,350,543,503	130.6	130.6	4,758,616,285	142.9	142.9	4,939,762,582	148.3
茅ヶ崎市	2,322,464,905	3,329,529,550	143.4	143.4	3,285,701,124	141.4	141.4	3,446,161,262	148.4
逗子市	462,167,327	671,365,006	145.3	145.3	687,660,614	148.8	148.8	736,596,347	159.4
三浦市	545,170,324	848,241,929	155.6	155.6	993,374,433	182.2	182.2	1,090,077,254	200.0
厚木市	2,431,506,337	2,660,176,165	109.4	109.4	2,899,718,620	119.3	119.3	3,028,240,041	124.5
原木市	3,428,024,151	4,501,577,899	131.3	131.3	4,645,848,791	135.5	135.5	4,764,474,723	139.0
大和市	3,819,607,425	6,151,788,750	161.1	161.1	6,535,907,580	171.1	171.1	6,577,239,667	172.2
伊勢原市	1,033,864,560	1,468,753,478	142.1	142.1	1,632,706,254	157.9	157.9	1,766,254,728	170.8
海老名市	1,211,807,121	1,858,027,769	153.3	153.3	2,020,167,036	166.7	166.7	2,100,238,698	173.3
座間市	2,184,945,851	3,433,517,753	157.1	157.1	3,708,513,173	169.8	169.8	4,090,579,140	187.2
南足柄市	472,156,069	598,547,002	126.8	126.8	615,304,104	130.7	130.7	712,308,929	150.9
綾瀬市	958,471,839	1,385,171,788	144.5	144.5	1,531,696,116	158.8	158.8	1,565,763,292	163.4
市計	184,127,634,370	238,233,180,951	129.4	129.4	252,518,485,685	137.1	137.1	261,478,856,211	142.0
平塚保福	266,062,207	348,854,573	131.1	131.1	401,146,713	151.0	151.0	427,684,993	160.7
鎌倉保福	61,603,292	106,106,157	172.2	172.2	129,168,933	209.7	209.7	144,111,961	233.9
小田原保福	938,474,089	1,218,124,650	129.8	129.8	1,354,048,996	144.3	144.3	1,394,490,968	148.6
本所(再編)	717,944,982	905,982,500	126.2	126.2	1,009,743,750	140.6	140.6	1,032,038,868	143.7
座間上平塚(再編)	220,529,107	312,142,150	141.5	141.5	344,304,346	156.1	156.1	362,452,100	164.4
茅ヶ崎保福	326,723,913	523,163,606	160.1	160.1	549,334,104	168.0	168.0	569,637,949	174.3
厚木保福	278,910,974	394,365,197	141.4	141.4	421,587,609	151.2	151.2	458,327,716	164.3
津久井	367,401	-	-	-	-	-	-	-	-
津本庁支配分	2,028,819,515	2,486,658,811	122.6	122.6	2,523,777,188	124.4	124.4	2,810,993,043	138.6
郡計	3,900,961,391	5,077,272,994	130.2	130.2	5,378,662,643	137.9	137.9	5,805,246,630	148.8
県計	188,028,595,761	243,310,453,945	129.4	129.4	257,807,148,328	136.6	136.6	267,284,102,841	142.2

(注) 横浜市、川崎市、相模原市は、市内の福祉事務所の合計値。

区分	25年度総額		26年度総額		27年度総額		28年度総額	
	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数
横浜市	124,303,178,688	100.8	137.3	126,719,093,093	102.0	140.8	158,675,434,827	101.5
川崎市	57,716,990,473	99.2	133.3	59,310,005,149	102.8	137.0	59,621,419,389	100.5
相模原市	20,882,417,038	104.3	191.2	21,946,975,996	105.1	201.0	22,114,882,589	100.8
横浜市	9,078,911,303	99.9	143.4	9,210,103,229	101.4	145.5	9,152,013,561	99.4
平塚市	5,682,858,486	99.0	148.8	5,772,089,668	101.6	151.2	5,780,983,993	100.2
鎌倉市	1,609,505,411	94.9	105.7	1,682,699,766	104.5	110.5	1,775,766,103	105.5
藤沢市	8,885,383,560	102.3	162.5	9,503,445,385	107.0	173.8	9,575,862,241	100.8
小田原市	4,866,899,602	98.5	146.1	5,171,505,690	106.3	155.3	5,309,745,831	102.7
茅ヶ崎市	3,574,334,927	103.7	153.9	3,673,567,985	102.8	158.2	4,035,010,683	109.8
逗子市	763,657,680	103.7	165.2	720,576,998	94.4	155.9	754,671,045	104.7
三浦市	1,185,536,333	108.8	217.5	1,248,582,252	105.3	229.0	1,214,976,837	97.3
厚木市	3,108,488,717	102.7	127.8	3,195,325,058	102.8	131.4	3,196,020,554	100.0
原木市	4,872,146,336	102.3	142.1	4,752,190,981	97.5	138.6	4,928,915,724	102.7
大和市	6,509,442,541	99.0	170.4	6,782,147,275	104.2	177.6	6,769,342,469	99.8
伊勢原市	1,755,814,042	99.4	169.8	1,866,583,879	106.3	180.5	1,956,843,489	104.8
海老名市	2,068,372,163	98.5	170.7	2,045,681,178	98.9	168.8	2,054,147,737	100.4
座間市	3,991,605,065	97.6	182.7	4,047,804,067	101.4	185.3	4,078,222,242	100.8
南足柄市	686,663,365	96.4	115.4	722,203,884	105.2	153.0	732,117,909	104.1
綾瀬市	1,609,330,848	102.8	167.9	1,653,366,776	102.7	172.5	1,686,727,045	102.0
市計	263,151,534,028	100.6	142.9	270,053,911,409	102.6	146.7	273,413,004,268	101.2
平塚保福	423,292,242	99.0	159.1	427,336,427	101.0	160.6	442,401,697	103.5
鎌倉保福	146,838,487	101.9	238.4	149,231,106	101.6	242.2	159,734,149	107.0
小田原保福	1,424,277,067	102.1	151.8	1,441,971,349	101.2	153.7	1,471,338,939	102.0
本所(再編)	1,029,217,276	99.7	143.4	1,016,007,797	98.7	141.5	1,037,346,194	102.1
座間上平塚(再編)	395,059,791	109.0	179.1	425,963,552	107.8	193.2	433,992,745	101.9
茅ヶ崎保福	562,452,027	98.7	172.1	575,851,825	102.4	176.3	578,517,073	101.9
厚木保福	445,584,413	97.2	159.8	464,732,902	104.3	166.6	497,189,793	107.0
津久井	-	-	-	-	-	-	-	-
津本庁支配分	2,812,479,515	100.1	138.6	2,912,132,438	103.5	143.5	2,975,772,890	102.2
郡計	5,814,923,751	100.2	149.1	5,971,256,047	102.7	153.1	6,133,188,541	102.7
県計	286,966,457,179	100.6	143.0	276,025,203,456	102.6	146.8	279,546,192,809	101.3

第4-4表 福祉事務所別住宅扶助費の推移

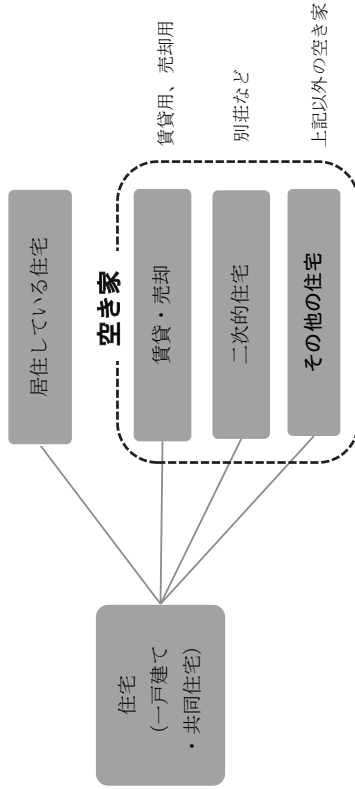
区分	19年度総額		22年度総額		23年度総額		24年度総額	
	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数	実数 (円)	指数
横浜市	18,679,712,417	130.5	25,885,142,150	138.6	26,949,916,806	144.3	144.3	
川崎市	9,035,288,938	118.3	11,833,117,278	131.0	12,625,040,091	139.7	139.7	
相模原市	1,981,264,192	133.1	3,231,678,639	163.1	3,704,498,806	176.8	176.8	
横浜市	929,980,550	130.9	1,309,070,918	140.8	1,401,146,713	151.1	151.1	
平塚市	564,880,611	95.1	687,096,165	121.6	1,026,060,246	181.6	181.6	
鎌倉市	266,349,676	101.5	282,714,262	106.1	294,118,696	110.4	110.4	
藤沢市	1,941,630,110	115.6	1,586,180,426	81.2	1,706,195,534	88.4	88.4	
小田原市	548,828,186	105.8	745,543,253	135.8	809,988,204	147.6	147.6	
茅ヶ崎市	449,079,011	106.7	657,392,296	146.1	698,297,658	155.5	155.5	
逗子市	69,108,901	108.1	108,189,622	156.5	122,457,165	177.2	177.2	
三浦市	70,122,218	118.3	118,373,834	169.8	136,820,530	193.1	193.1	
厚木市	352,343,430	103.3	433,992,385	123.2	475,344,920	134.9	134.9	
原木市	583,383,648	103.6	836,088,325	143.3	872,920,042	149.5	149.5	
大和市	726,028,143	124.9	1,249,674,984	172.1	1,337,710,874	183.0	183.0	
伊勢原市	159,017,356	103.6	259,135,340	163.0	298,517,099	187.7	187.7	
海老名市	243,858,505	119.8	414,176,741	169.8	461,155,552	190.1	190.1	
座間市	393,780,390	106.2	698,248,143	177.1	741,229,205	188.2	188.2	
南足柄市	60,730,936	102.6	92,068,325	151.6	104,552,585	172.2	172.2	
綾瀬市	201,551,575	103.3	303,534,987	150.6	342,547,525	170.0	170.0	
市計	36,357,838,796	129.4	49,424,415,091	135.9	53,047,466,338	145.9	145.9	
平塚保福	82,432,382	111.8	111,824,086	135.7	129,996,475	156.7	156.7	
鎌倉保福	19,410,963	103.7	34,502,009	177.5	44,665,386	228.7	228.7	
小田原保福	311,642,365	103.6	413,729,686	132.8	471,468,298	151.3	151.3	
本所(再編)	242,143,359	103.8	311,898,348	128.6	359,944,441	148.5	148.5	
座間上平塚(再編)	69,199,006	101.8	101,831,338	147.2	111,523,854	161.2	161.2	
茅ヶ崎保福	101,150,583	101.7	171,879,375	169.9	187,007,689	185.0	185.0	
厚木保福	86,917,731	103.3	130					

第1章 空き家の現状と空き家を取り巻く制度

1 住宅・土地統計調査による空き家の現状

総務省統計局が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査」は、住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするものであり、本章では、住宅・土地統計調査による全国、神奈川県、小田原市の空き家の現状を示します。

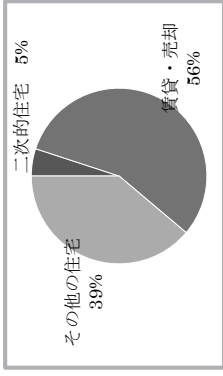
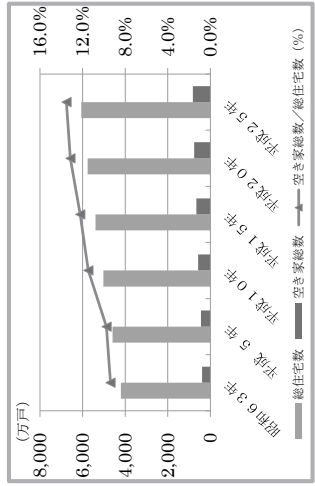
住宅・土地統計調査における空き家の種類は次のとおりです。



なお、住宅・土地統計調査は、標本調査であるため、住宅数及び空き家数は実際の数とは異なる場合があります。

(1) 全国の空き家の状況

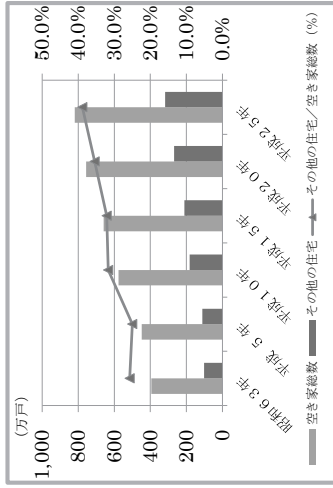
【総住宅数、空き家総数の推移－全国】
全国の空き家の推移を見ると、昭和63年の394万戸から一貫して増加を続けており、平成25年には約2.1倍の820万戸となっています。総住宅数に占める空き家総数の割合も、昭和33年から一貫して上昇しており、平成25年には、過去最高の13.5%となっています。



【空き家の類型別割合－全国】
空き家820万戸の内訳は「賃貸・売却用の住宅」が全体の56%、「二次的住宅」が5%、これら以外の「その他の住宅」が39%となっています。

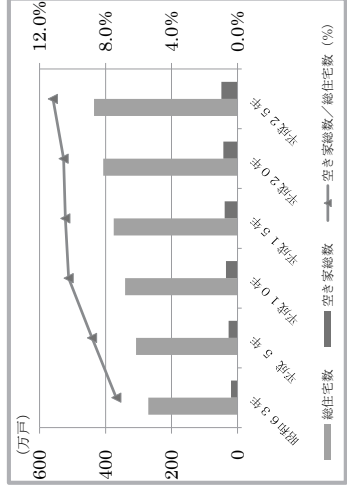
【空き家総数、「その他の住宅」の推移－全国】

空き家のうち「その他の住宅」は、放置すれば社会問題となり得るものであり、その数は平成5年以降増加を続け、空き家総数に占める割合も平成25年には39%となっています。



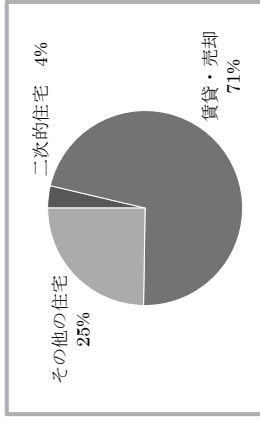
(2) 神奈川県の空き家の状況

【総住宅数、空き家総数の推移－神奈川県】
神奈川県は、神奈川県の空き家の推移も増加し続け、平成25年には48万6千戸となっており、総住宅数に占める空き家総数の割合も、昭和63年以降、上昇し続けており、平成25年には、過去最高の11.2%となっています。



【空き家の類型別割合－小田原市】

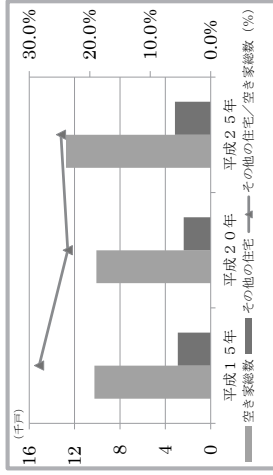
空き家12,770戸の類型別では、「賃貸・売却用の住宅」が9,140戸（71%）、「二次的住宅」が470戸（4%）、「その他の住宅」が3,170戸で25%となっています。



資料：総務省 住宅・土地統計調査

【空き家総数、「その他の住宅」の推移－小田原市】

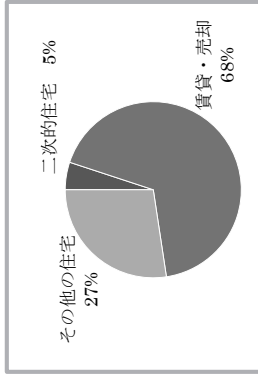
市内の空き家総数における「その他の住宅」の数は、平成25年には3,170戸と最も多くなっており、空き家総数に占める割合も約25%となっています。



資料：総務省 住宅・土地統計調査

【空き家の類型別割合－神奈川県】

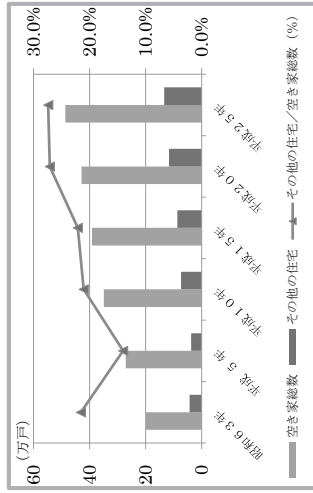
空き家48万6千戸は、「賃貸・売却用の住宅」が68%、二次的住宅が5%、これら以外の「その他の住宅」が27%となっています。



資料：総務省 住宅・土地統計調査

【空き家総数、「その他の住宅」の推移－神奈川県】

神奈川県内の「その他の住宅」も平成5年に増加を続けており、空き家総数に占める割合も平成25年には27%となっています。

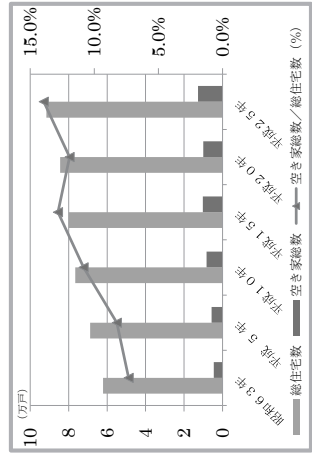


資料：総務省 住宅・土地統計調査

(3) 小田原市の空き家の状況

【総住宅数、空き家総数の推移－小田原市】

本市の空き家の推移も、全国や神奈川県と同様に平成25年には過去最高の空き家総数及び総住宅数に占める空き家総数の割合を記録しています。空き家総数は平成25年に12,770戸、総住宅数に占める空き家の割合は13.9%となっています。この割合は、全国の空き家率を超える結果となっています。



資料：総務省 住宅・土地統計調査

■第1回庁内検討会(平成29年9月11日(月))

アドバイザー(有識者):慶應義塾大学 教授 井手 英策 氏、(株)あおいけあ 代表取締役 加藤 忠相 氏

【主な論点】

- 高齢者ケアだけではなく、障がい者や子どもたち、全てのケアをやっていくというのがケアタウンの元々のコンセプトである。
- 「Quality of death」を保障することは、重要なポイントで、ケアタウンの理念そのものである。
- 加藤忠相さんの話は、「高齢者、障がい者、子ども。それぞれのつながりを越えていこう」という話である。がんじがらめな方法論を決めるのではなく、「何をもって幸せなのか。」を地域の中で共有できていけば良い。
- 人の生き様は、始まる場所から終わるところまで一貫しているもので、そこでの交流の場はすごく大事である。
- (行政の)縦割りを変えるために、現場ともしっかり話し合っ、お互いの立場や、「こういうことがあると市民の方にとって良いのではないか」という現実的な意見交換をしていけたらよい。

■第2回庁内検討会(平成29年10月18日(水))

アドバイザー(有識者):慶應義塾大学 教授 井手 英策 氏、(社福)岩屋福祉会 岩屋こども園アカンパニ 理事長・園長 室田 一樹 氏

【主な論点】

- 「保育の必要のある子が、必要な場所で保育を受けられる」という環境に辿り着かせるのが、私達行政の、それから民間の保育所の方々との協働の作業になっていくのではないかと。小田原全体が子どもの居場所にならなければいけない。
- 「誰かから必要とされ、誰かを必要とする」ということが、私(室田 氏)の考える「分かち合いの社会」である。日本人が昔から言っていた「お互いさま」が、ケアの思想だと思う。
- 子どもの中に秘められている本来の“人間性”、“人間力”のようなところから立ち返って、どのような社会を目指すのかということ議論していかないといけないのではないかと。「子どもの中から自然に生み出されるような関係性」に注目しながら、分かち合いの社会の理念をもう一度言い直していかなければいけない。

■第3回庁内検討会(平成30年1月16日(火))

アドバイザー(有識者):慶應義塾大学 教授 井手 英策 氏

【主な論点】

- 行政の役割としては「サービスの提供主体としての市町村」という位置づけから、むしろプラットフォームビルダーというような、仲介業務のようなものが非常に大きくなってきているということを考えないといけない。
- 「全ての人たちが共通に、公平に、不公平なく受けられるサービスは何か」を、もう一度整理し直す。
- 財源確保の考え方として、「既存財源の再配分をどうしていくのか」ということと、「新たな財源をどう確保していくか」。
- 重労働感、負担軽減、誰か代わりにやってくれる人はいないのかというニーズと、地域のコミュニティ税が一体化していけば、先端的なモデルになり得る。

1

「分かち合いの社会」の考え方

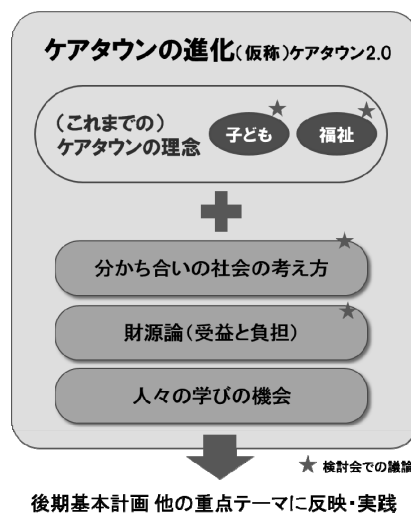
■「分かち合いの社会」の姿

- 「分かち合いの社会」とは、人々が所得や年齢、健康状態等に関わらず幸せに暮らすために、人々の不安感を無くしていくことを社会全体で支えている姿。制度面から見ると、様々な主体の連携のあり方を捉えることであり、併せて、小田原で暮らすことで得られる受益感を明らかにするとともに、そのための負担を考えていく。

■課題感(具体的な取組に向けて)

- 本市将来都市像「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現に向け、多様な政策領域において「協働」の取組を進めてきた。また、社会が複雑化し、所管領域を超えて連携してアプローチしなければならない課題が増えてきている。こうした状況にあって、これまで人や組織の自助努力にウエイトを置いてきた仕組みそのものを見直していく必要がある。
- 「持続可能な地域社会」の推進役としての行政は、目の前の課題解決への対応に手一休であり、人的・時間的な不足があることは否めない。「分かち合いの社会」に係る具体的な取組の前提として重要となるのは、業務のバッファ(遊び)であり、民との連携や、行財政改革における事業見直しなどを通じて積極的に推進役のバッファを設けていく必要がある。

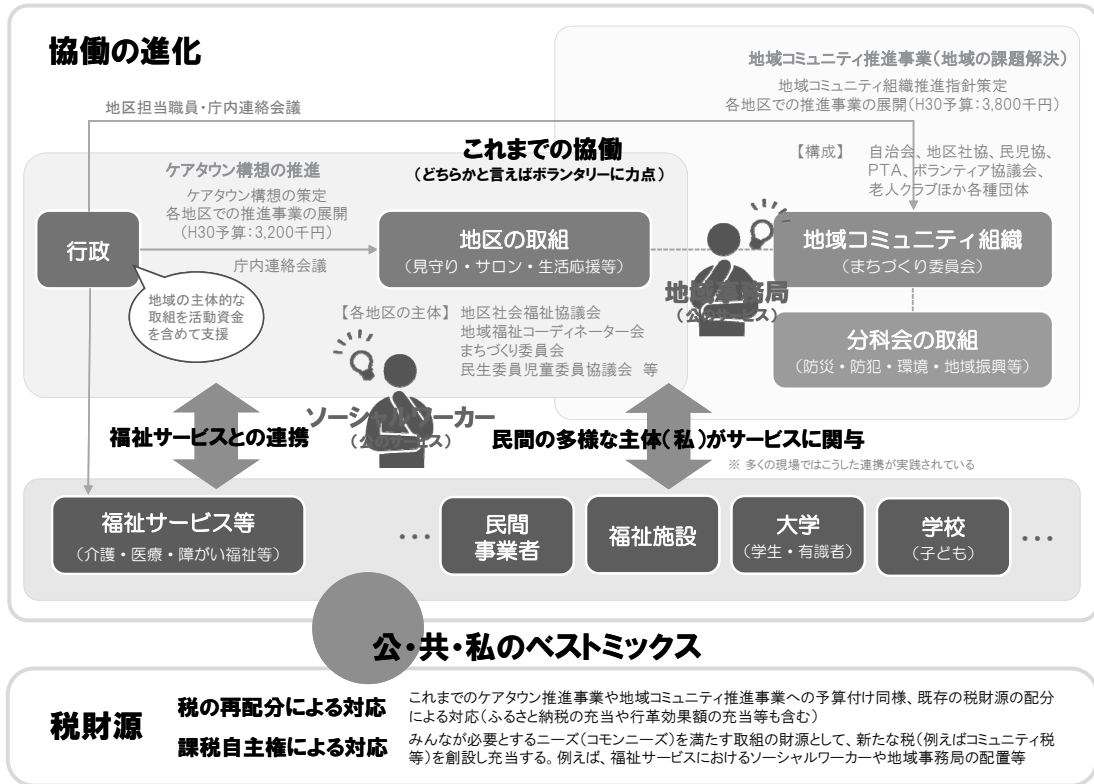
■「分かち合いの社会」検討フレーム



■ H30年度の事業展開

H29年度の結果を踏まえ、「分かち合いの社会」を実現するための取組や事業に対して、アドバイザーからの助言を得て、打ち手を形にしていく。(450千円)

2



3

具体的な取組 (イメージ)

福祉サービス (ケアタウン構想の検証)	<ul style="list-style-type: none"> ● 構想に掲げる事業の検証・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、子ども等の縦割りの福祉サービスを具体的にどうつないでいくか ・ 地域コミュニティにおけるケアタウンの取組を整理 ● 地域におけるソーシャルワーカーの設置 ● 多機関協働・まるごと相談の具体化・推進 	福祉健康部 市民部 (サポート:企画)
子どもに関するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの居場所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や学校での子どもの居場所、担い手の整理 ● 幼児教育・保育の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園を想定した幼児教育(カリキュラム検討) ・ 保育現場の質の確保(職員配置基準の見直し等) ● 障がいの有無に関わらないサービスのあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援を中心にした子ども・教育支援センターの設置検討 	子ども青少年部 教育部 (サポート:企画)
コモン・ニーズとサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 対人支援サービス・給付サービスの整理 <ul style="list-style-type: none"> ・ コモン・ヒューマン・ニーズへの対応として、行政がどこまで担うかを模索する。その前提となる、現状の対人支援サービス・給付サービスについて整理 	全庁(各担当) (事務局:企画)
プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 全庁的なプラットフォームの整理・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアに限らず、協働の進化の前提として各政策領域で展開しているプラットフォームを整理し、今後の展開を検討 	全庁(各担当) (事務局:企画)
財源論	<ul style="list-style-type: none"> ● 税の再配分・課税自主権による対応の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 課税自主権による対応は、受益とのセットが前提になるが、例えばコミュニティ税について検討 ・ 総務省研究会との連携も視野 	庁内PT (事務局:企画)

※人々の学びの機会については、おだわら市民学校を展開

上記、検討を踏まえて、「分かち合いの社会」への道筋をリバイス

4

ケアタウンの進化に向けた課題整理

1. 検討会の方向性

今年度に入り、福祉政策課、高齢介護課、地域政策課、企画政策課の4課による調整会合を4回開催し、状況を整理してきた。そこで見えてきた方向性として、

- ケアタウン構想の当面の到達形を確認し直す
- 現在のケアタウンの取組における理想と現実との乖離を修正する
- 検討会や、ケアタウンの取組を通じて、その結果としてコミュニティの再生が見えてくる
- コミュニティの強化という命題とどう関係で捉えるのか
- 地域コミュニティ組織基本指針が、庁内で重みを帯びて共有されているのか
- コミュニティに関する庁内横断的な連携推進体制を踏まえて、ケアタウンを考える必要があるのではないか。

2. ケアタウンにまつわる課題と対応

次の3つの観点（ニーズ、アクター、コーディネーター）から、望ましい機能が各地区に実現されているかをチェックし、ケアタウン構想を尊重しつつ軌道修正を行う。

①問題把握の課題・・・支援を必要とする人々、問題（課題①～③）

【考え方】

- ・ 「ケア」とは行政の組織体制や制度施策の区分によることと、望ましい機能が各地区に実現されないから「困りごと」や「生きづらさ」を社会的に解消することを目指すべき。
- ・ 当事者側からの対象者像の把握。
- ・ 問題は住民に身近なところ（地域）でないと把握できない。

【考えられる取組・打ち手】

- (単位自治会 範囲) 配食、見守り、家事援助、サロン
- (自治会連合範囲) コミュニティバス、買い物支援、出張販売

②問題解決手段の課題・・・協定主体の役割（課題②アクター）

【考え方】

- ・ 福祉的問題を見つけて社会的に支援するのは誰の役割なのか。役割に応じた人材や財源が備わっているか。
- ・ コミュニティ側の手一杯間、やらされ感。一方で「市民の力・地域の力」を問題解決主体にすべきという理念。
- ・ 市民の「我が事意識」の醸成が必要。

【考えられる取組・打ち手】

- (市社協) 各地区の事業メニューの設立支援、地域福祉コーディネーター・担い手ポランティアの研修・養成、地域ケア会議の開催
- (小田原市) 有償ボランティア制度の確立、助成制度(サロン、コミュニティバス)の創設、包括支援センター

③連携調整の課題・・・コーディネーター機能（課題③）

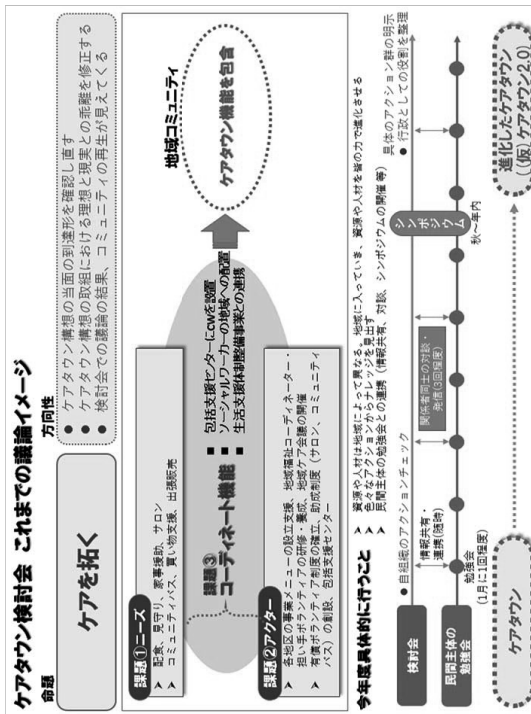
【考え方】

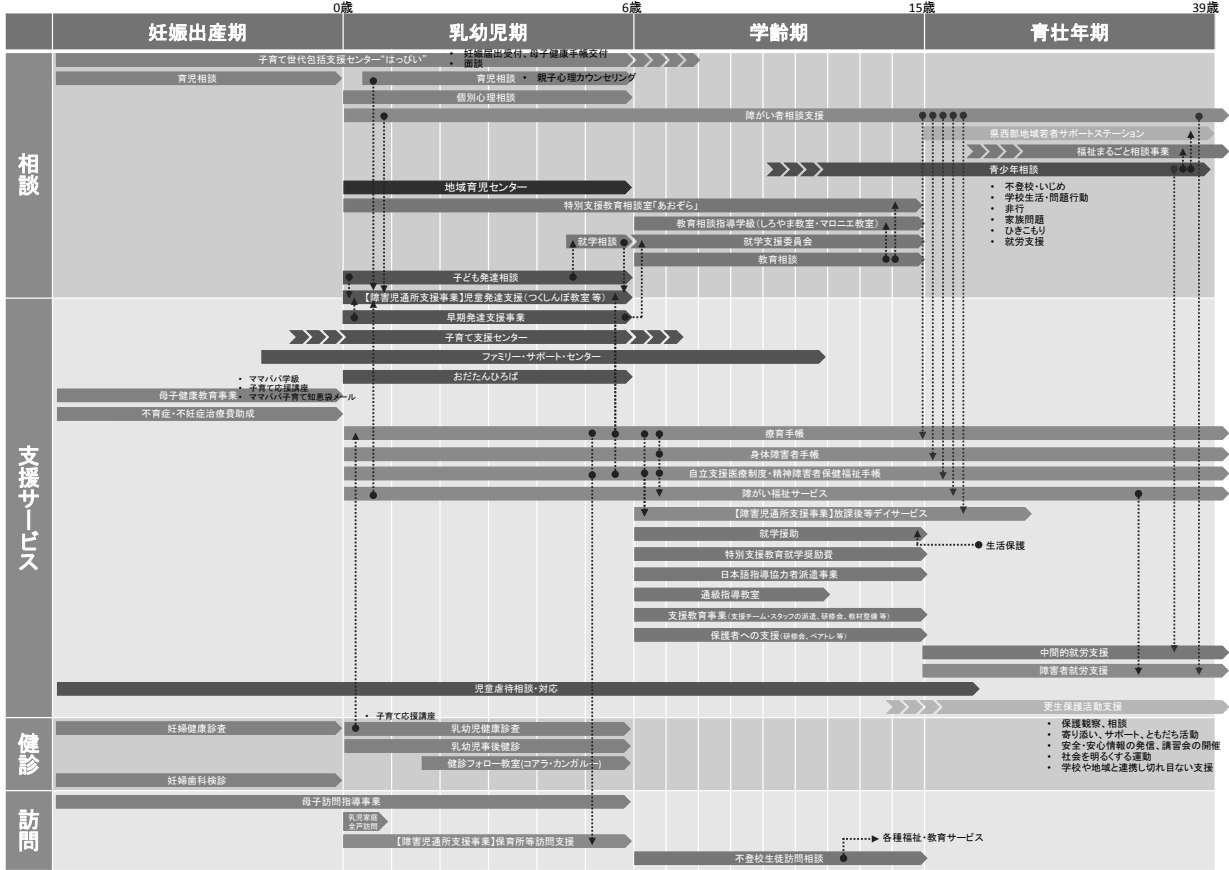
- ・ 地域福祉コーディネーター、地域ケアタウン会議の現状

- ・ 包括、社協、地域コミュニティ組織のコーディネーターとしての役割
- ・ コーディネーター役が社会資源を把握できていない、または連携の仕組みを構築できていない？
- ・ 全体としてどういう体制を目指すのか。

【考えられる取組・打ち手】

- 包括支援センターにCWを配置
 - ソンチャルワーカーの地域への配置
 - 生活支援体制整備事業との連携
- ### 3. 今年度の取組
- 【考え方】
- ・ 人間は自分だけで問題を解決して生きてはいけない。伴走者が必要。
 - ・ 身近なものが士が見守り合う動きは、コミュニティで担ってもらいたい。
 - ・ 一方で、住民が相互に助け合えない問題は公的な機関が担う。社会福祉の知識経験を持つプロによるアウトリーチを含む対応を組織的に整備。
 - ・ 地域のために活動したい人々の役に立ちたいと思う人たちに、どう組織化を働きかけるか。
- 【考えられる取組・打ち手】
- 地域に入っていく（現場を知り）、資源や人材を皆の力で進化させる
 - 色々なアクションからナレッジを届出す
 - 民間主体の勉強会との連携（情報共有、対談、シンポジウムの開催等）
 - 検討の結果を踏まえ、行政としての役割や真体のアクションを「(仮称)ケアタウン2.0」としてまとめる





資料 3

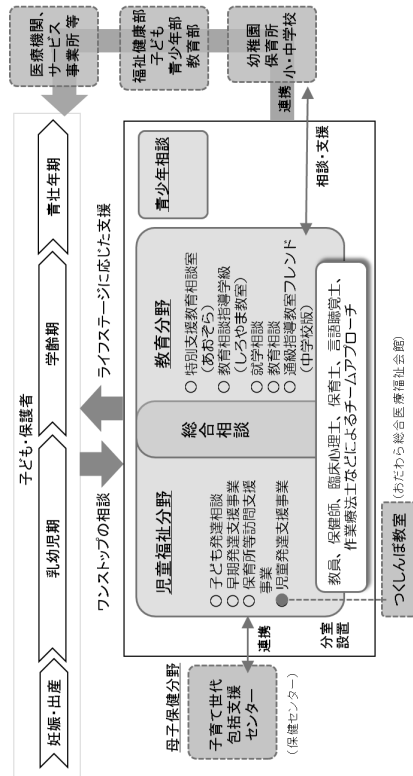
(仮称) おだわら子ども教育支援センターについて (概要版)

1 目的

発達面において支援を必要とする児童等が増加している本市の現状を捉え、乳幼児期から学齢期・青年期に至るまで、子どもの発達支援を軸に、これまで各施策間や成長段階で連携が十分ではなかった相談・支援機能を集約することにより、教育・保育現場での支援環境の向上を図り、「いのちを大切に」の実現につなげる。

施設は、旧小田原看護専門学校を活用し、教育と福祉の連携、さらには青年期までのライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することを目的とした(仮称)おだわら子ども教育支援センターを平成32年4月に開設する。

2 (仮称) おだわら子ども教育支援センターの基本的な考え方



3 施設に集約する相談・支援事業

- (1) 移設
 - ・子ども発達支援事業(子育て政策課)
 - ・青少年相談(青少年課)
 - ・特別支援教育相談室(あおぞら)、教育相談指導学級(しろやま教室)、就学相談、教育相談、通級指導教室フレンド、支援教育事業、日本語指導協力者派遣事業(教育指導課)
- (2) 新設
 - ・つくしんぼ教室(幼稚園、保育所と併用して利用するグループ)
 - ・中学生を対象とした通級指導教室フレンド

※移転可能な事業からスタートし、将来的には機能の拡大も視野にいれる。

小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（概要版）

1 はじめに

- ・ 幼児期は、将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもたちの豊かで健やかな育ちを支え、促す上で極めて重要な意義がある。
- ・ 本市が実施してきた就学前教育・保育の基本的な考え方や役割、課題や質の向上に向けた取組の方向性などについて、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」として取りまとめた。

2 教育・保育を取り巻く状況

- ・ 国は「子育て安心プラン」（平成 29 年）を発表し、平成 31 年度末までに全国で約 32 万人分の保育の受け皿を整備とした。将来的には保育所ニーズは増加した後には減少し、幼稚園ニーズは大きく減少する見通しから、今後は保育の量的ニーズの長期的見直しと、資源の活用が必要となる。
- ・ 教育・保育の量的ニーズの減少を、質的向上の契機ととらえ、良質な施設の適正配置や職員の質的向上等により充実した環境を用意する必要がある。
- ・ 文部科学省、厚生労働省は平成 30 年度から、それぞれ「幼児教育・保育の質の確保・向上に関する検討会」をスタートし、教育・保育の質の確保方策の検討が進められている。
- ・ 特別な支援や配慮の必要な子どもたちの増加、保育時間の長時間化、預かり保育への対応等、保育者の負担感が増大している。
- ・ 現在、国が中心になって、保育者の処遇改善、質の向上に向けたスキルアップ、業務の効率化などにより働きやすい環境の整備が進められている。

3 本市の就学前教育・保育の現状と課題

(1) これまでの取組経緯

- ・ 平成 27 年 3 月に「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定。計画では幼児期の教育・保育ニーズの量の見込みと確保内容を定め、低年齢児を中心に増加する保育ニーズの受け皿確保の取組を進めている。
- ・ 公立幼稚園においては、「小田原市学校教育振興基本計画」（平成 25 年 3 月）を基に、預かり保育の拡充、3 歳児保育導入の検討等に取り組んできた。
- ・ 「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針」（平成 28 年 3 月）を定め、公立幼稚園が果たすべき役割や、再編による適正配置、研究機能・保育機能の強化など、取組の方向性を整理した。
- ・ 「小田原市学校教育振興基本計画」（平成 30 年 3 月改定）において、幼児一体の観点から認定こども園の早期設置を検討することとした。

(2) 市全体の就学前教育・保育ニーズの見込み

- ・ 本市の保育ニーズは、国の待機児童の目標年（平成 32 年）以降も女性の就業率の上昇に順じて増加するも、本市の女性の就業率が国の水準（80%）に近いため、大幅なニーズの増加はないものと見込まれる。
- ・ 今回の推計においては、保育ニーズの上昇率は鈍くなる一方で児童数の減少は続くことから、平成 37 年～42 年の間で保育ニーズのピークアウトが見込まれる。教育ニーズは、保育ニーズに相対して減少し、平成 42 年には 32 年に対して 6 割強まで減少することが見込まれる。

(3) 就学前教育・保育施設の現状と課題

- ・ 幼稚園は、公立私立とも定員割れしており、特に公立の利用率が低い。反面、保育所は、高くなっている。今後の児童数の減少やニーズ変化を踏まえ、教育・保育サービスの提供体制の調整が必要。
- ・ 障がいやアレルギー対応など特別な支援や配慮の必要な子どもが増えている。職員の加配や早期発達支援の充実が必要。
- ・ 改訂された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」を踏まえ、幼児教育・保育の内容の充実が必要。
- ・ 小学校との接続を円滑に行うため、幼稚園・保育所と小学校との連携を深めていくことが大切。
- ・ 幼保の連携が求められており、共通カリキュラムの作成や教育・保育の一体的推進の体制づくりが必要。
- ・ 地域と家庭との関係が希薄化する中で、就学前教育・保育は子育て家庭への支援が必要。
- ・ 公立施設の新規化が進んでおり、施設の役割や必要性を踏まえて統合・廃止、建替えなどの判断が必要。

4 今後のスケジュール（予定）

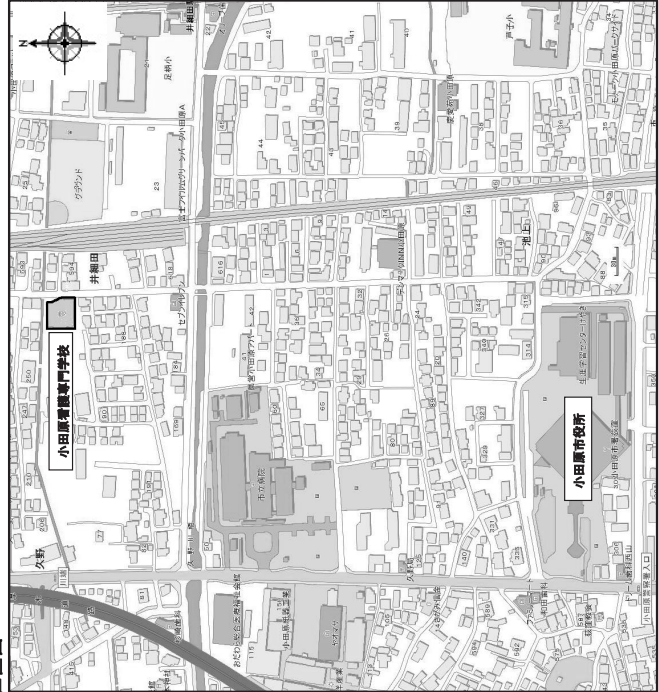
- 平成 31 年 2 月 基本方針を策定し、厚生文教常任委員会に報告
- 平成 31 年 9 月～ 改修工事
- 平成 31 年 12 月 施設設置条例案の提出
- 平成 32 年 4 月 開設

5 施設概要（旧小田原看護専門学校）

- (1) 所在地 小田原市久野字川端 195 番地 1、195 番地 2
- (2) 用途地域 第一種住居地域
- (3) 建築年月 平成 5 年 12 月
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 4 階建
- (5) 敷地面積 1,309.43㎡
- (6) 建築面積 780.23㎡
- (7) 床面積

延床	2,573.66㎡
1階	764.13㎡
2階	780.95㎡
3階	536.78㎡
4階	491.80㎡

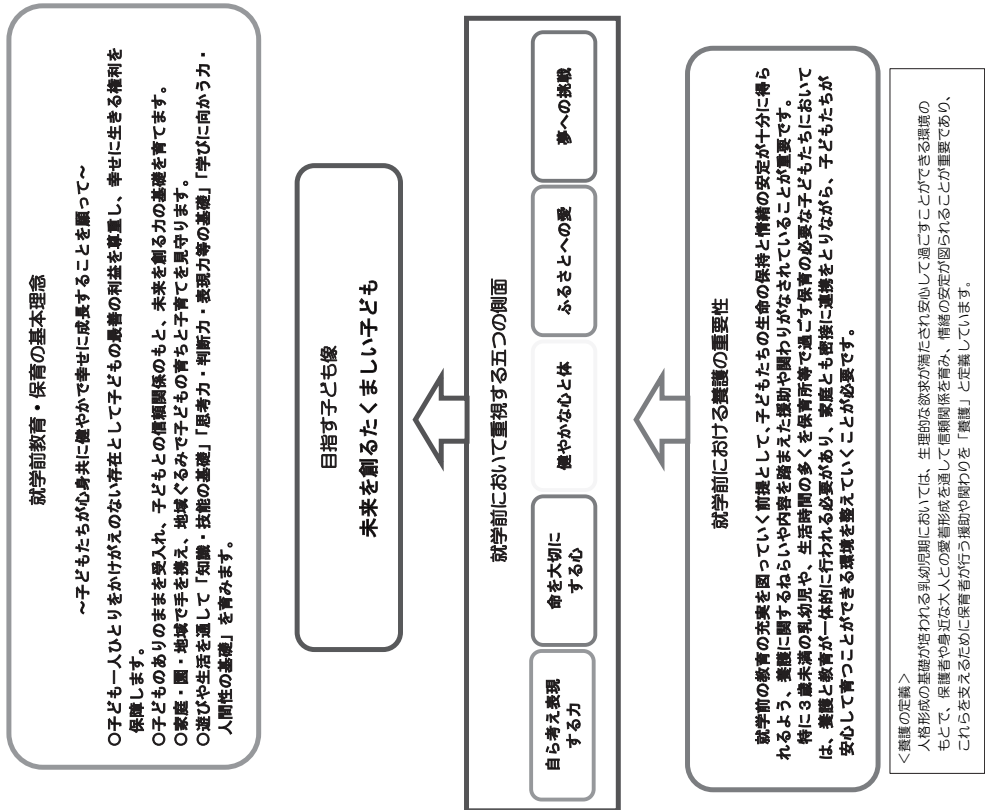
6 位置図



4. 就学前教育・保育の基本的な考え方

- ・子どもを主体とすることを全ての基本とするとともに、その前提として、保護者や保育者の援助や関わりにより、子どもたちの生理的な欲求や安心して過ごせる環境が整えられることが必要。
- ・就学前から、小学校・中学校に繋がる一貫した目標を共有するとともに、子どもの発達段階に合わせた適切な教育・保育が行われることが望ましい。

<体系図>



5. 公立幼稚園・保育所の今後のあり方

(1) 公立施設が果たす役割

- ・本市の就学前教育・保育は、従前から民間施設が中心になって取り組まれてきており、公立施設は量的・区域的な不足を補うことを目的に整備されてきたが、現在では施設の老朽化や、幼稚園での園児減少が深刻な課題となっている。
 - ・現在は、待機児童解消に向け、民間の取組を中心に保育の受け皿確保を進めているが、一方で、就学前教育の重要性の観点から、就学前教育・保育の質の充実に向けた対応が求められている。
 - ・本市は、幼稚園・保育所の両方に公立施設を設け、運営してきたことから、それぞれに蓄積されたノウハウや経験を統合し、活用できるという優位な点もある。
 - ・今後、公立施設として次のような役割を担うとともに、民間施設との積極的な協働により、市全体の就学前教育・保育環境の向上に努めていく。
- ① **就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割**
 - ・質の高い就学前教育・保育を一体的に提供するためには、公立幼稚園・保育所が蓄積してきた知見を取りまとめ、教育・保育の一体的な実践を通してフラッシュアップし継承していくことが重要。
 - ・本市では以前から、幼児一体化の具体の姿として、認定こども園の整備検討を行ってきたが、保育の必要性の区別なく適正規模で教育・保育を受けられる認定こども園は、実践・研究活動の場として最適な施設。
 - ・認定こども園モデル園を整備し、「教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育・保育の一体的な提供を行う。
 - ・認定こども園の整備は、公立施設の老朽化や利用の状況、ニーズ見込みを踏まえ統合・廃止を同時に実施する。
 - ・保育者の就業環境が重要であり、職員の働き方改革を進め、働きやすい環境づくりを進める。
 - ② **インクルーシブな環境づくりに対する役割**
 - ・インクルーシブな就学前教育・保育の環境の充実に向けては、受入体制の拡充やノウハウの蓄積、保育者の意識やスキル向上が必要である。公立施設は積極的な受入れと療育機関や学校等との連携体制の充実を図る役割を果たす。
 - ・そこで得られた知見を広く民間施設と共有しながら、インクルーシブな環境づくりを図る。
 - ③ **幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割**
 - ・就学前から就学前後を見据えた一貫性のある教育・保育を提供していくことが必要。
 - ・就学前施設は、現在、小学校との連携を図り円滑な接続に努めているが、公立施設がハブとしての役割を果たし、市の施策等を踏まえた連携をさらに深め、様々な関係機関と連携していくことが有効。
 - ・公立幼稚園・保育所にコーディネーター機能を持たせることで、小学校との接続がより円滑に行える環境を整える。
 - ・地域のひとこととの関わりや体験を通して、子どもたちの意欲や好奇心、社会性、地域への愛着を育む。
 - ・これまで培ってきた地域とのつながりを生かし、就学前施設と地域をつなぐハブとしての役割を果たすことで、地域資源を子どもたちの学びに生かし、より豊かに学び育つ環境を整えていく。
 - ④ **地域の子育て支援の拠点としての役割**
 - ・幼稚園・保育所には地域の子育て支援の役割があり、保護者等に対して幼児教育への理解を促したり、保護者自身の成長を支えたりする場であることが求められている。
 - ・これまで取り組んできた園庭開放や地域の育児サークル等との連携などのノウハウを生かし、民間施設とも連携しながら、地域の子育て支援の拠点としての役割を担う。
 - ⑤ **教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割**
 - ・公立施設は量的ニーズの減少に対する緩衝帯としての役割を果たす必要がある。ニーズの状況や民間施設の動向などを見据え、必要に応じて施設種別や機能の見直し、統合・廃止を行う。

(2) 公立施設運営における今後の取組

- ・次の2点については、公立幼稚園・保育所の運営における大きな転換点となる取組として、早期に重点的に進める。

① 施設統合・廃止と認定こども園の開設

- ・公立幼稚園においては、資源・経費の有効活用の観点からも、統合・廃止を具体的に進めていく。
- ・公立保育所においては、保育ニーズを踏まえた待機児童対策等の取組を進めるとともに、就学前教育・保育の一体的提供を通じた質の向上に取り組む。
- ・市では以前から幼保一体化の具体的な案として認定こども園の整備検討を行ってきたおり、教育・保育の一体的な提供や質の高い保育の実践の研究の場として段階として開設することから、複数の公立幼稚園の統合・廃止に合わせ、公立認定こども園モデル園を新設・整備する検討を進める。
- ・モデル園での効果検証とともに、保育ニーズの状況や施設の老朽化の状況などを見極め、公立施設の施設整備種別や機能、統合・廃止の方針を判断する。

② 就学前教育と保育を管轄する組織の統合

- ・幼児教育・保育の質の向上においては、組織体制を整理し担当部署が統合化することが必要である。所管の組織統合により、教育・保育の知見の統合化による質の向上を図るとともに、より効率的な人事運用が可能となる。

6. 今後のスケジュール

- ・「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」を踏まえ、公立幼稚園・保育所の施設統合・廃止や、認定こども園の開設について具体的な検討を開始するとともに、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」(改定)の中に反映させていく。
- ・平成31年度は、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」をベースに、私立幼稚園や民間保育所等との意見交換を行い、本市全体の就学前教育・保育のあり方について整理する。

平成31年度「分かち合いの社会の創造」庁内検討会概要(案)

181221_企画政策課

項目	論点	今年度の動き・今後の展開
福祉サービス (ケアタウン 構想の検証)	<ul style="list-style-type: none"> ● 構想の検証・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、子ども等の縦割りの福祉サービスを具体的にどうつないでいくか ・地域コミュニティにおけるケアタウンの取組を整理 ● 地域におけるソーシャルワーカーの設置 ● 多機関協働・まるごと相談の具体化・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、福祉、高齢、地政、企画の4課による調整会を開催し、状況を整理。また、地政、高齢、社協がコミュニティとケアの連携を模索中。今後、具体的に地域に入って、活動や事業展開の棚卸しを実施。 ・市民による勉強会(井手氏)から派生した団体「カケル×ODAWARA」と市の共催で、11/23に清閑亭でシンポジウムを開催。地域のカケル(気にかける)事例をもとに、県内で活躍されている方や専門家を迎え、今後の展開を議論。 ・現在のケアタウン構想(推進事業)を、年度末を目途にバージョンアップ。基本的には、「気にかける」という原点に立ち返り、現在の取組を見直ししていく。また、支えあいの一歩をつなぐ、ソーシャルワーカー設置の可能性についても検討。
子どもに関するサービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの居場所 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校での子どもの居場所、担い手の整理 ● 幼児教育・保育の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園を想定した幼児教育(カリキュラム検討) ・保育現場の質確保(職員配置基準の見直し等) ● 障がいの有無に関わらないサービスのあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援を中心とした子ども・教育支援センターの設置検討 	<p>就学前教育・保育のあり方(幼保一元化の検討、カリキュラムの策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度、子ども青少年部、教育部の両部で調整を進め、就学前教育・保育のあり方をまとめる。並行して施設整備を検討し、次年度前半には(対外的な)具体の議論に。その後、認定こども園の整備について具体化していく流れ。 <p>(仮)子ども教育支援センター(旧小田原看護学校施設活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課調整により一定の方向性を仮留めし、10月の政策会議で方向性を決定する。発達面において支援を要する子どもと保護者に対し、教育分野と福祉分野が一体となった相談支援を実施するとともに、青壮年期を含めた切れ目のない支援も展開。つくしんぼ教室の拡張を含み、平成32年4月の開所を目指す。
財源論	<ul style="list-style-type: none"> ● 税の再配分・課税自主権による対応の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・課税自主権による対応は、受益とのセットが前提になるが、例えばコミュニティ税について検討 	<p>地方行財政ビジョン研究会(7月、年明け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省自治財政局調整課主催の研究会、7月会合のテーマは、①小田原市の行財政運営の現状と課題、②「分かち合い社会の創造」で実施。年明けにも小田原をフィールドに会合が予定されている。次年度以降も継続 <p>都市税制調査委員会(9月、11月) ※市長が委員として参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に開催された当該委員会で、本市が提案した協働税が議論に。今後、意見交換や勉強会が当該委員会を中心に進められていくことが予定されている。(11月の会合で実施されるかは未定)

※ 対人支援サービス・給付サービスの整理、全庁的なプラットフォームの整理・共有は、随時検討を進めている
 ※ 人々の学びの機会については、おだわら市民学校を展開

